

第一種電気工事士免状の交付申請について

1. 申請場所

石川県電気工事工業組合 金沢本部

金沢市新保本4-65-22 (〒921-8062)

T E L (076) 269-7880 F A X (076) 269-7881

石川県電気工事工業組合 能登本部

七尾市寿町112-3 (〒926-0861)

T E L (0767) 53-0222 F A X (0767) 53-8084

石川県電気工事工業組合 加南本部

小松市向本折町ネ88 (〒923-0961)

T E L (0761) 22-6244 F A X (0761) 24-6316

2. 申請要件 下記(1)～(3)の全てを満たしている方

(1)石川県内に住民登録をしている

(2)第一種電気工事士試験に合格している

(3)電気工事に関し3年以上の実務経験を有する(実務経験については下記参照)

3. 必要書類等

(1)電気工事士免状申請書

(2)手数料 石川県証紙 6,000円

※石川県証紙は、証紙売りさばき人一覧にて販売しています。

(3)写真2枚 縦4cm×横3cm(無背景、無帽)で、6ヶ月以内に撮影したもの。

写真の裏には、氏名を記入してください。

<注意点>

外光/蛍光灯など明るい場所で撮影してください。

顔の上下左右に十分な余白を設けて、正面から撮影してください。

暗い写真、明るすぎる写真、余白のない写真などカード化に適さない場合、再度提出いただくこともあり得ますので、ご注意ください。

(4)試験結果通知書のはがき(原本)

(5)実務経験証明書 記入内容は下記を参照してください。

事前に電話連絡をいただければ、FAX等で内容確認もいたします。

(6)電気工事に関する資格を証明する書類

第二種電気工事士免状、旧電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている方は、その写しを添付してください。

※住民票の写しは必要な場合がありますので、窓口にてご確認ください。

4. その他の注意事項

本人又は代理の方が、窓口または郵送にて申請してください。

5. 電気工事業の開業を考えている方へ

免状を取得しただけでは、電気工事の事業は出来ません。(下請けも含む)

電気工事業法に基づいて、電気工事業者の登録等が必要となります。

詳しくは、石川県危機管理監室消防保安課(Tel076-225-1481)まで。

(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/eshinsei/te-bousai.html>)

電気工事士免状交付申請書

年 月 日

石川 県 知 事 殿

申請者 住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日生

(連絡先 TEL)

電気工事士法第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

◎電気工事士免状を受ける資格	1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する 2 第二種電気工事士試験合格 3 養成施設修了 4 認定
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

手数料貼付欄
(石川県収入証紙)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

実務経験証明書

ふりがな			生年 月日	昭和・平成	年	月
氏名			日			
現住所						
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名称					
	所在地					
実務経験の期間及び内容						
所属部署及び 役職名	期 間	職務の内容				
	年 月 日 ～ 年 月 日					
通算期間	年 月					
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 〒 —</p> <p style="text-align: center;">(電話番号 — —)</p> <p>※1 法人名</p> <p>※2 代表者氏名 印</p> <p>※3 電気工業法 昭和・平成 年 月 日 (登録・届出・通知)</p> <p style="text-align: center;">第3条及び第34条 (経済産業大臣・中部近畿産業保安監督部長・石川県知事) 第 号</p> <p style="text-align: center;">の登録等の状況</p>						

※1 法人以外の場合は、事業所名を記入すること。

※2 法人以外の場合は、任命権者等の氏名を記入すること。

※3 **電気工業法第3条に基づく登録又は同法第34条第4項に基づく届出を行っていない電気工事業者の証明は無効とする。**

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(試験合格者用)

実務経験証明書に関する注意事項

1. 「職務の内容」欄の記入について

① 所持している電気工事に関する資格名・取得年月日を記入してください。

(免状の写しを添付してください。)

② 工事の対象となった電気工作物の区分を明記し、**自家用電気工作物においては、その施設の最大電力を記入**してください。

参考：電気工作物の区分

一般用電気工作物	低圧で受電する施設
自家用電気工作物	高圧で受電する施設
電気事業用電気工作物	電力会社の設備

※ 自家用電気工作物とは、電力会社より高圧で受電している施設の電気工作物全体を指します。したがって、低圧部分であってもその施設が高圧で受電していれば、「自家用電気工作物」となります(**高圧部分のみが自家用電気工作物になるわけではありません**)。

2. 実務経験の対象となる電気工作物

実務経験の対象となる電気工作物、その工事を行うために必要な資格等は下表の通りです。

実務経験として認められるのは、それぞれに**必要な資格取得後の工事経歴**となります。

実務経験の対象となる電気工作物	工事に必要な資格等
一般用電気工作物 (低圧受電施設)	第二種電気工事士、 旧電気工事士免状
最大電力500kW以上 の自家用電気工作物 (H2. 9. 1以前は、最大電力は問わない)	
自家用電気工作物の低圧部分 (簡易電気工事)	認定電気工事従事者認定証 (最大電力500kW未満の場合)
電気事業用電気工作物 (電力会社の設備)	

※ 弱電工事、設計・監督業務、電気工事に伴う土木工事等は実務経験の対象にはなりません。

3. 実務経験の証明者について

申請者	証明者
・現在電気工事業者に雇用されている、 又は過去に雇用されていた場合	・代表者(雇用主)
・申請者が個人事業主の代表者である場合	・他の電気工事業者(2以上)
・過去に所属していた会社等が倒産などにより、 証明を受けられない場合	
・1事業所で実務経験が満たない場合 (2事業所以上で通算5年又は3年の実務となる場合)	・それぞれの電気工事業者

支社長・工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要になります。

※記入例（試験合格者用） そのまま転記することがないように留意してください。

実務経験証明書

ふりがな	いしかわ たろう		生 年 月 日	昭和・平成 54年 3月21日
氏 名	石川 太郎			
現 住 所	石川県金沢市〇〇町 1-2-3			
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	株式会社 石川県電気工事		
	所在地	石川県金沢市〇〇町 4-5-6		
実務経験の期間及び内容				

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
一般用電気工作物は、第2種電気工事士免状取得後でなければ、工事できません。 ㈱石川県電気工事 工事課作業員	平成 13年 10月 1日 ～ 平成 16年 11月 30日	※ 一般用電気工作物に係る工事を記載する場合 （平成13年9月1日第二種電気工事士免状取得） 上記の者は当社社員として左記期間中に、住宅等の一般用電気工作物の新設及び改修工事70件に作業員として従事した。 工事の内容については、配線工事、分電盤・照明器具等の取付け工事。
	平成 10年 4月 1日 ～ 平成 14年 10月 30日	※ 自家用電気工作物に係る工事を記載する場合 電気主任技術者の監督のもと、左記期間中に自家用電気工作物（最大電力500kw以上）の新設及び改修工事60件に作業員として従事した。 主な工事物件及びその最大電力、従事期間は次のとおりです。 ① 〇〇ビル 650kW（平成11年3月～12年4月） ② 〇〇工場 1000kW（平成13年12月～14年4月） ③ 〇〇ビル 730kW（平成14年1月～14年6月） 工事の内容については、配線工事、分電盤・照明器具等の取付け、受変電設備の設置・改修工事。
通 算 期 間	6年 8月	

一般用電気工作物は、第2種電気工事士免状取得後でなければ、工事できません。

証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。
支社長、工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要です。
委任状を提出される場合はお問い合わせください。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。
 〇〇年〇〇月〇〇日
 所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 石川県金沢市〇〇町 4-5-6
 （電話番号 076- 123 - 4567）
 ※1 法 人 名 株式会社 石川県電気工事
 ※2 代 表 者 氏 名 代表取締役 電気 工事Ⓔ

 ※3 電 気 工 事 業 法 昭和・平成 11年 12月 3日（登録・届出・通知）
 第3条及び第34条
 （経済産業大臣・中部近畿産業保安監督部長・石川県知事）第 〇〇〇〇号
 の登録等の状況

一般用電気工作物の工事について実務経験証明する場合は、電気工事業の登録(届出)番号を必ず記入する（注：建設業の許可番号ではありません）。

※1 法人以外の場合は、事業所名を記入すること。
 ※2 法人以外の場合は、任命権者等の氏名を記入すること。
 ※3 電気工事業法律第3条に基づく登録又は同法第34条第(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とするこ

※記入例（試験合格者用） そのまま転記することがないように留意してください。

実務経験証明書

ふりがな	いしかわ たろう		生 年 月 日	昭和・平成 54年 3月21日
氏 名	石川 太郎			
現 住 所	石川県金沢市〇〇町 1-2-3			
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	株式会社 石川県電気工事		
	所在地	石川県金沢市〇〇町 4-5-6		
実務経験の期間及び内容				
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容		
株石川県電気工事 工事課作業員	平成13年10月1日 ～ 平成19年11月30日	<p>※ 一般用電気工作物に係る工事及び最大電力500kw未満の自家用電気工作物（低圧部分）に係る工事を記載する場合 （平成13年9月1日第二種電気工事士免状取得） （平成14年3月2日 認定電気工事従事者認定証取得） 上記の者は当社社員として左記の期間、住宅等の一般用電気工作物及び自家用電気工作物を対象に次の電気工事の作業に従事した。 なお、一般用電気工作物については、第二種電気工事士免状を取得後に、最大電力500kw未満の自家用電気工作物については、認定電気工事従事者認定証を取得後に電圧600V以下の部分の作業に従事した。</p> <p><住宅などの一般用電気工作物の工事> 屋側配線工事及び設置工事、分電盤設置工事 <自家用電気工作部の工事> 照明器具、コンセント用の低圧屋内配線工事</p> <p>① 〇〇ビル 最大電力450kw ② 〇〇ホテル 最大電力400kw 工事件数100件</p>		
	平成10年4月1日 ～ 平成14年10月30日	<p>※ 電気事業の用に供する電気工作物に係る工事を記載する場合 左記の期間、電気事業の用に供する電気工作物の新設及び改修工事80件に作業員として従事した。 工事の内容については、高圧架空電線の架設工事、柱上変圧器及び柱上開閉器の設置・取替及び設置工事、変電所内電気設備の改修工事</p>		
通 算 期 間	7年 1月			

証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。
 支社長、工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要です。
 委任状を提出される場合はお問い合わせください。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。
 〇〇年〇〇月〇〇日
 所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 石川県金沢市〇〇町 4-5-6
 （電話番号 076- 123 - 4567）

※1 法 人 名 株式会社 石川県電気工事
 ※2 代 表 者 氏 名 代表取締役 電気 工事®

※3 電 気 工 事 業 法 昭和・平成 11年 12月 3日（登録・届出・通知）
 第3条及び第34条 （経済産業大臣・中部近畿産業保安監督部長・石川県知事）第 〇〇〇〇号
 の登録等の状況

※1 法人以外の場合は、事業所名を記入すること。
 ※2 法人以外の場合は、任命権者等の氏名を記入すること。
 ※3 電気工事業法律第3条に基づく登録又は同法第34条第4号（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

一般用電気工作物の工事について実務経験証明する場合は、電気工事業の登録(届出)番号を必ず記入する（注：建設業の許可番号ではありません）。